新令

	ついて同法	ついて読替え後の法人税法
	（同法	（法人税法
	第三項の規定	地方税法施行令改正令附則第三条第五項の規定により読み替えられた第三項の規定
	に同法	に法人税法
第五十三条第六項	第三項の規定は	地方税法施行令改正令附則第三条第五項の規定により読み替えられた第三項の規定は
	通算適用前欠損金額（	通算適用前欠損金額（同条第五項の規定により読み替えられた
	法人税法	読替え後の法人税法
	場合（	場合（地方税法施行令改正令附則第三条第五項の規定により読み替えられた
	につき	につき同条第五項の規定により読み替えられた
第八条の十二第一項	法第五十三条第三項に	地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第五項の規定により読み替えられた法（以下この節において「読替え後の法」という。）第五十三条第三項に
	法人税法第五十七条第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二条の規定による改正前の法人税法（以下この節において「平成二十七年旧法人税法」という。）第五十七条第一項
	同条第二項	同条第二項若しくは第六項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」という。）附則第二十条第七項
	法人税法第五十七条第四項、第五項又は第九項	平成二十七年旧法人税法第五十七条第四項若しくは第五項又は令和二年所得税法等改正法附則第二十条第十項の規定により読み替えられた法人税法（第八条の十四及び第八条の十五において「読替え後の法人税法」という。）第五十七条第九項
第八条の十二第二項	法第五十三条第三項に	読替え後の法第五十三条第三項に
	法人税法第五十七条第一項	平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項

	の法人の	の法人の法人税法第二条第三十六号に規定する青色申告書である
	確定申告書が提出されている場合（法人税法第五十七条第二項	確定申告書又は当該法人の連結確定申告書（令和二年所得税法等改正法第三条の規定（令和二年所得税法等改正法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この項において「四年旧法人税法」という。）第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。以下この項において同じ。）（当該法人が四年旧法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人である事業年度にあつては、当該法人との間に同条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係がある同条第十二号の六の七に規定する連結親法人の連結確定申告書（以下この項において同じ。）が提出されている場合（平成二十七年旧法人税法第五十七条第二項若しくは第六項又は令和二年所得税法等改正法附則第二十条第七項
	（同法	（法人税法
	同法第五十七条第二項の合併等事業年度	平成二十七年旧法人税法第五十七条第二項の合併等事業年度又は同条第六項若しくは令和二年所得税法等改正法附則第二十条第七項の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度
	確定申告書が提出されている場合）	確定申告書又は当該法人の連結確定申告書が提出されている場合）
第八条の十四第一項	同項の	読替え後の法人税法第五十七条第八項の
	法第五十三条第三項に	読替え後の法第五十三条第三項に
第八条の十四第二項	法人について法	法人について読替え後の法
	同条第四項	法第五十三条第四項
第八条の十五	が同項	が読替え後の法第五十三条第五項
	前十年内事業年度	前九年内事業年度
	法人税法	読替え後の法人税法
	同項の規定に	読替え後の法第五十三条第五項の規定に
第八条の十六	十年以内に開始した事業年度	九年以内に開始した事業年度又は連結事業年度
	事業年度（当該	事業年度又は連結事業年度（当該
	「合併法人等十年前事業年度開始日	「合併法人等九年前事業年度等開始日